平成２３年（フ）第５１４号
大分県由布市庄内町大龍2708の１番地
債務者　結城　　明
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５４５号
大分県別府市石垣東７丁目７番24―105号
サムティ別府
債務者　田代　政治
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５６２号
大分市明野北４丁目８番Ｃ―404号
債務者　小嶋　京子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５６５号
大分県由布市挾間町挾間901番地12
債務者　大西　正枝
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４号
大分市大道町４丁目２番21号Ｓコーポ104
債務者　衞藤　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
大分市大字永興1719番地
債務者　二宮　好文
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６号
大分市末広町２丁目６番16号朝日プラザ末広Ⅱ106
債務者　佐藤　正行
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８７号
宮崎県北諸県郡三股町稗田37番地４　セイシェルハイムⅠ―106号室
債務者　松田　綾美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４号
宮崎県日向市大字塩見1309番地　市営新財市住宅16棟７号、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町大字川内４番地２
債務者　須田　秋博
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第６２０号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目22番23号
債務者　柿田　　博
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目24番15号コーポスワ401号
債務者　永井　利郎
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
茨城県鹿嶋市大字荒井９番地２
債務者　飯島　未来
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１１９号
茨城県神栖市平泉2677番地３　神栖オリオンコーポＡ―102
債務者　石塚　二郎
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１２０号
茨城県神栖市知手中央６丁目21番５号　第22平成コーポＦ202
債務者　舩越　義徳
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１２４号
茨城県鹿嶋市大字青塚429番地３
債務者　方波見　晃
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第４号
福井県敦賀市津内町１丁目１番７号
債務者　松山すゑ子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１４３号
奈良市横井２丁目276番地の３、住民票上の住所奈良市横井２丁目240番地の３
債務者　西岡　由美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５９６号
奈良県生駒市鹿ノ台西３丁目22番地18
債務者　村上敬一郎
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
奈良地方裁判所